

障害のある子どもへの支援の基本的な考え方

平成28年（2016年）9月

豊中市

目

次

1. 趣旨	1
2. 背景（取り巻く環境）・現状と課題	2
(1) 国の動向	2
(2) 豊中市における現状	2
① 子どもの現状	2
② 保護者の現状	7
③ 支援の現状	7
(3) 豊中市における課題	8
① 周知・啓発	8
② 家族支援・保護者支援	8
③ 療育の確保・提供	8
④ 関係機関の連携・共通認識	8
⑤ 人材育成	8
3. 本市がめざす姿	10
(1) 取組みのポイント	10
(2) 基本姿勢	11
(3) 具体的な取組み	13
① 子どもの発達特性や障害の早期の気づき・支援	13
② ライフステージに応じた切れめのない支援（縦の連携）	13

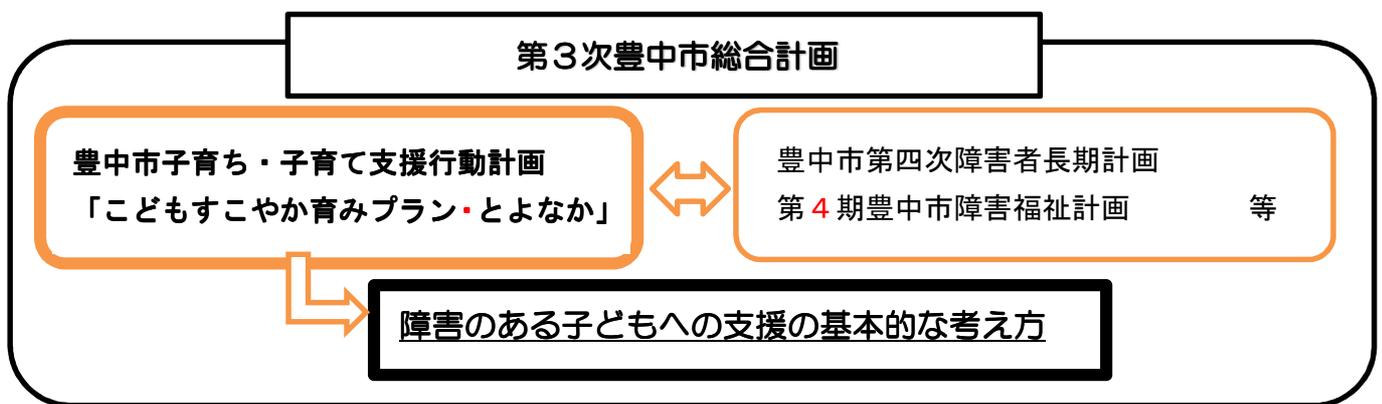
③保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立		
(横の連携)	・ ・ ・ ・ ・	13
④相談支援・コーディネート機能の充実	・ ・ ・ ・ ・	14
⑤子どものそれぞれの発達特性に応じた支援の充実	・ ・ ・ ・ ・	14
⑥家族・保護者への支援	・ ・ ・ ・ ・	14
⑦身近な地域における支援	・ ・ ・ ・ ・	15
⑧人材育成	・ ・ ・ ・ ・	15
⑨広報・啓発・学習の機会の提供	・ ・ ・ ・ ・	15
⑩障害のある子どもの支援に関する現状把握	・ ・ ・ ・ ・	15
⑪公民の役割分担に係る取組み	・ ・ ・ ・ ・	15
参考資料	・ ・ ・ ・ ・	17
考え方の整理・取りまとめ経過	・ ・ ・ ・ ・	18

豊中市の障害のある子どもへの支援の基本的な考え方

1. 趣旨

豊中市では、子どもに関わるすべての人が、子どもや子育て家庭への支援に関心を持ち、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし、平成25年4月に「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。また、条例を推進するため、平成27年度から平成31年度を計画期間とする豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

プランでは、重点施策3「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」の中で取組み2「障害のある子どもへの支援の充実」が掲げられています。この「豊中市の障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」は、障害のある子どもを支援する関係機関が共有し、プランで掲げる取組みを進めるための基本的な方向性や考え方を示すものです。



【用語の定義】

○障害のある子ども

- ・児童：満18歳に満たない者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項）
- ・障害児：身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。（児童福祉法第4条第2項）
- ・障害の種類及び程度は児童個々で異なり、診断がつかない、集団の中で遅れが目立つ子どもやコミュニケーションが苦手な子どもも含まれる。

○保護者

- ・保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。（児童福祉法第6条）

○発達支援

- ・発達支援：障害のある子ども（または可能性のある子ども）の発達上の課題を達成していくことその他、家族支援、地域支援を包含した概念をいう。

（平成26年7月16日障害児支援の在り方に関する検討会「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」）

2. 背景(取り巻く環境)・現状と課題

(1) 国の動向

平成18年12月に、国連総会において、障害者の権利の実現のための措置等を規定する障害者権利条約が採択され、我が国では、平成26年1月に批准し、平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、国を挙げて、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしていくこととなりました。

障害児支援については、平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施設体系について、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」へ利用形態別に一元化され、「障害児通所支援」の実施主体が市町村へ移行しました。また、児童福祉施設に位置づけられた「児童発達支援センター」は、地域の中核的な療育支援施設として、通所による児童発達支援を行うだけでなく、地域の障害児やその家族からの相談、障害児が通う施設・事業所等への援助・助言等の地域支援を併せて行うことが求められています。

一方、発達障害に対する支援は、平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害が法律上位置付けられ、国及び地方公共団体の責務として発達障害の早期発見・早期支援、就労、地域における生活等に関する支援、発達障害者の家族に対する支援を図ることが規定されました。また、平成26年7月16日、国の障害児支援の在り方に関する検討会において、「今後の障害児支援の在り方について～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」として報告書が取りまとめられましたが、その基本理念として、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」、「障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割」、「障害児本人の最善の利益の保障」、「家族支援の重視」が挙げられています。

市では、こうした新しい理念・法改正・国の障害児支援の在り方に関する検討会の動きに対応しつつ、子どもの年齢や発達特性に応じた支援が提供できるよう、市民のニーズを把握した施策を進める必要があります。

(2) 豊中市における現状

①子どもの現状

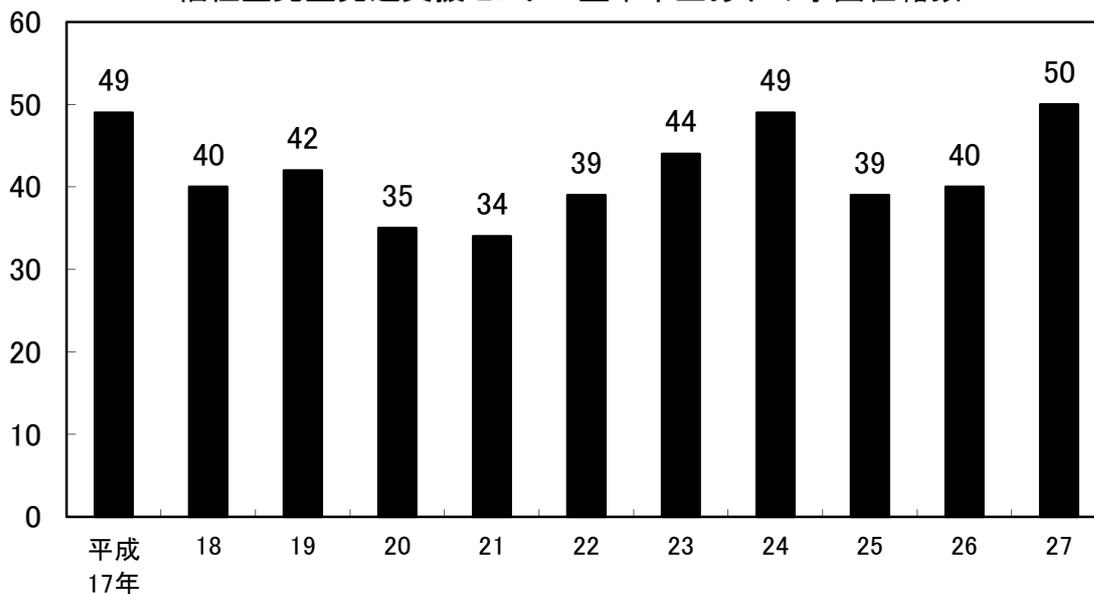
○保育所や幼稚園等の就学前の教育・保育施設において、配慮を要する児童数が増加傾向にあります。また、小学校及び中学校の支援学級在籍者数、放課後こどもクラブの障害児受入れ人数等についても増加傾向にあります。

○学校、こども園等では、自分自身の気持ちをコントロールしにくい、集団の中での行動の遅れが目立つ子どもや「落ち着かない」等、いわゆる「気になる子ども」が増えています。

○適切な支援が提供されなければ、二次障害になる要因となる場合もあります。二次障害に関わることについては、国の障害児支援の在り方に関する検討会の「報告書」において、自閉症の子どもへの誤った対応等がなされたことによる二次障害の発現等、関係団体からのヒアリングにおける意見をまとめた論点の中で述べられています。[注釈（6ページ下欄）参照]

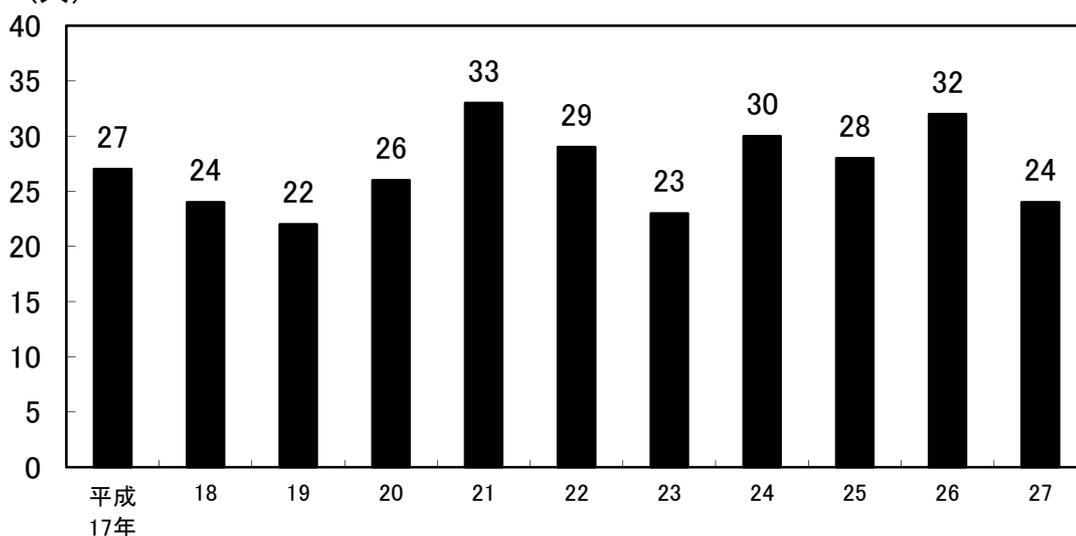
○医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園（旧肢体不自由児通園施設）の利用児童は、運動障害があるだけでなく、視聴覚といった感覚障害、呼吸や循環に関する障害・知的障害等を重複し重度化する傾向にあります。また、生命維持のため、気管切開・胃ろう造設・人工呼吸器の使用等といった在宅における医学的管理の必要な子どもは一定数の割合で高く推移しています。

(人) 福祉型児童発達支援センター豊中市立あゆみ学園在籍数



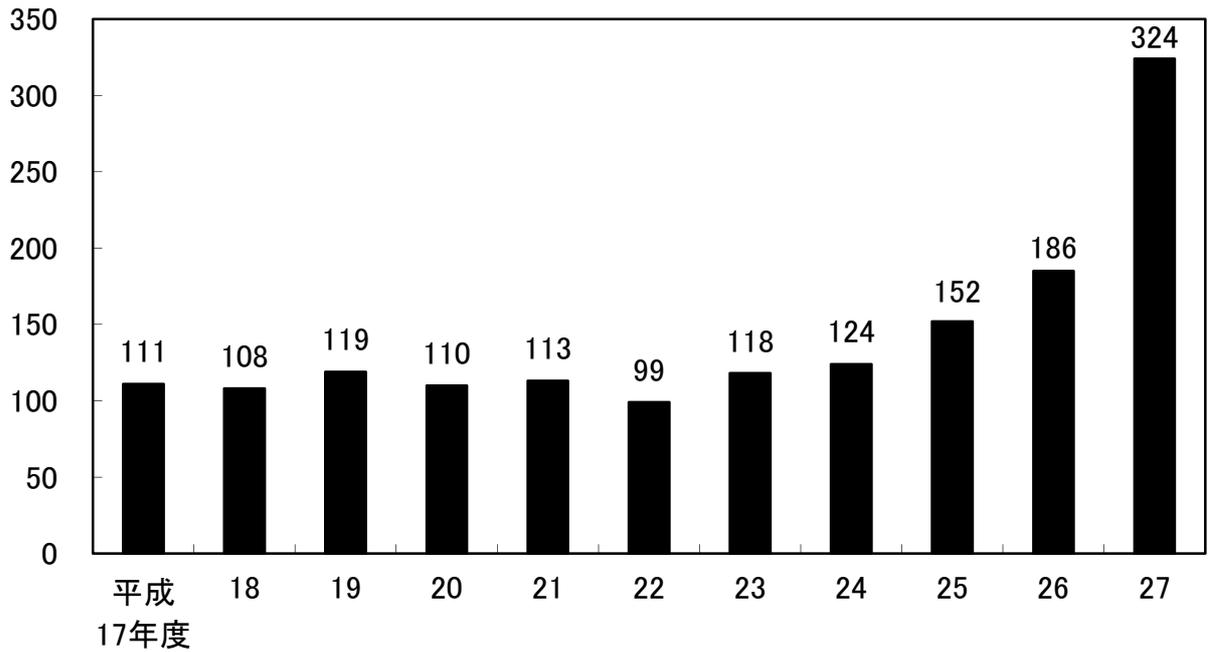
資料：豊中市統計書、こども相談課調べ(各年4月1日現在 平成17年は12月1日現在)

(人) 医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園在籍数



資料：豊中市統計書、こども相談課調べ(各年4月1日現在 平成17年は12月1日現在)

(人) 保育所及び認定こども園における配慮を要する児童の状況

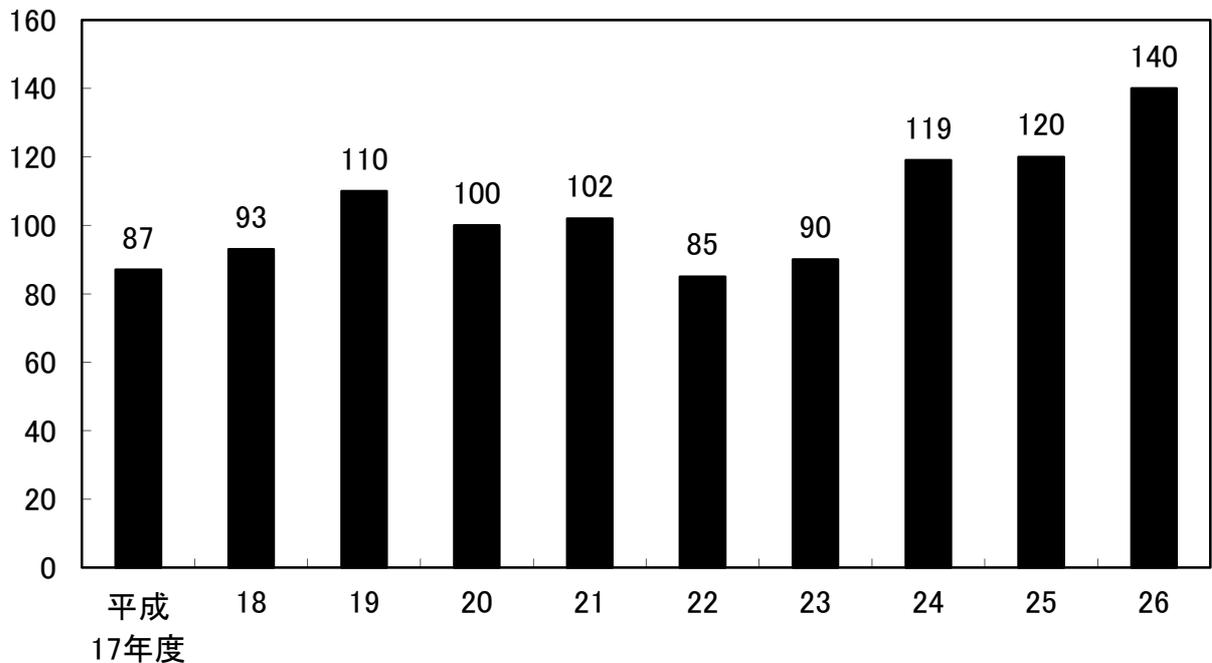


資料：豊中市こども事業課調べ(各年4月1日現在)

※平成27年度より公立幼稚園、公立保育所が幼保連携型認定こども園になり、児童数が増加。

また、私立幼稚園の中で新制度に移行した施設の児童数も含む。

(人) 幼稚園における配慮を要する幼児の状況



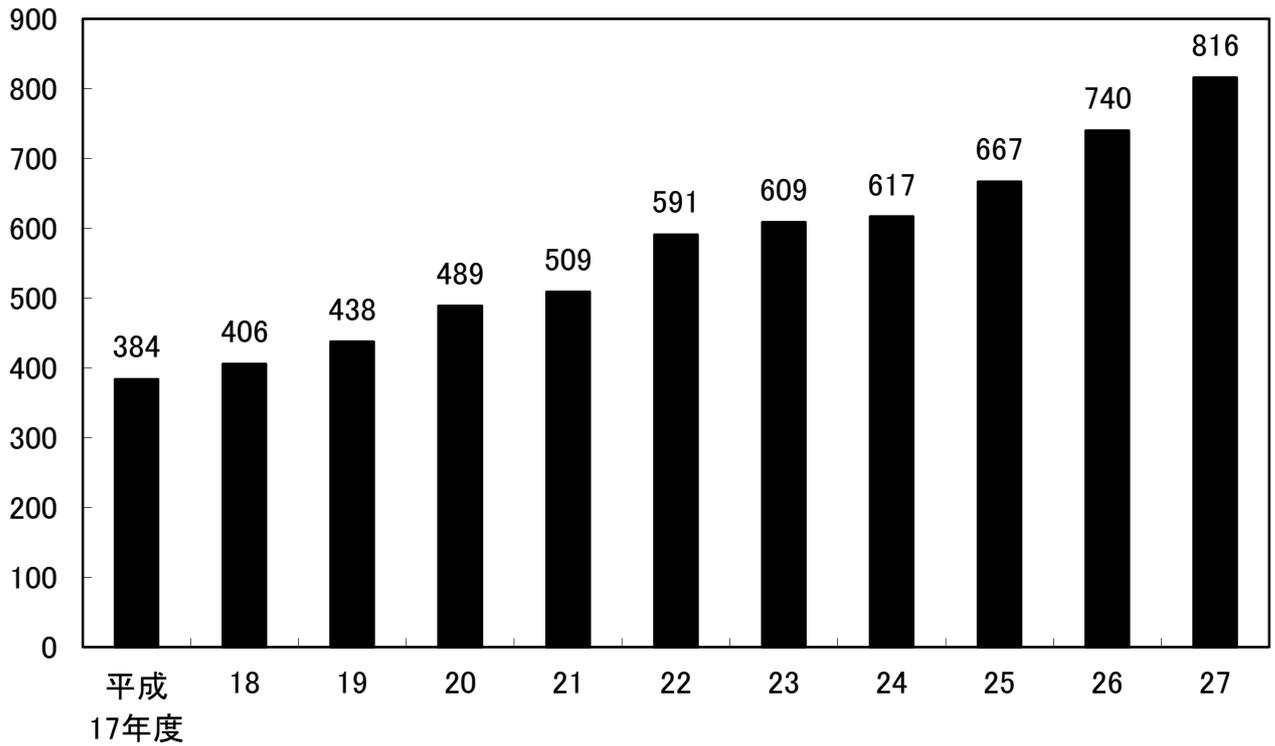
資料：豊中市こども事業課調べ

※公立幼稚園は、豊中市教育要覧「市立幼稚園配慮を要する幼児数」に基づく。

私立幼稚園は、豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数。

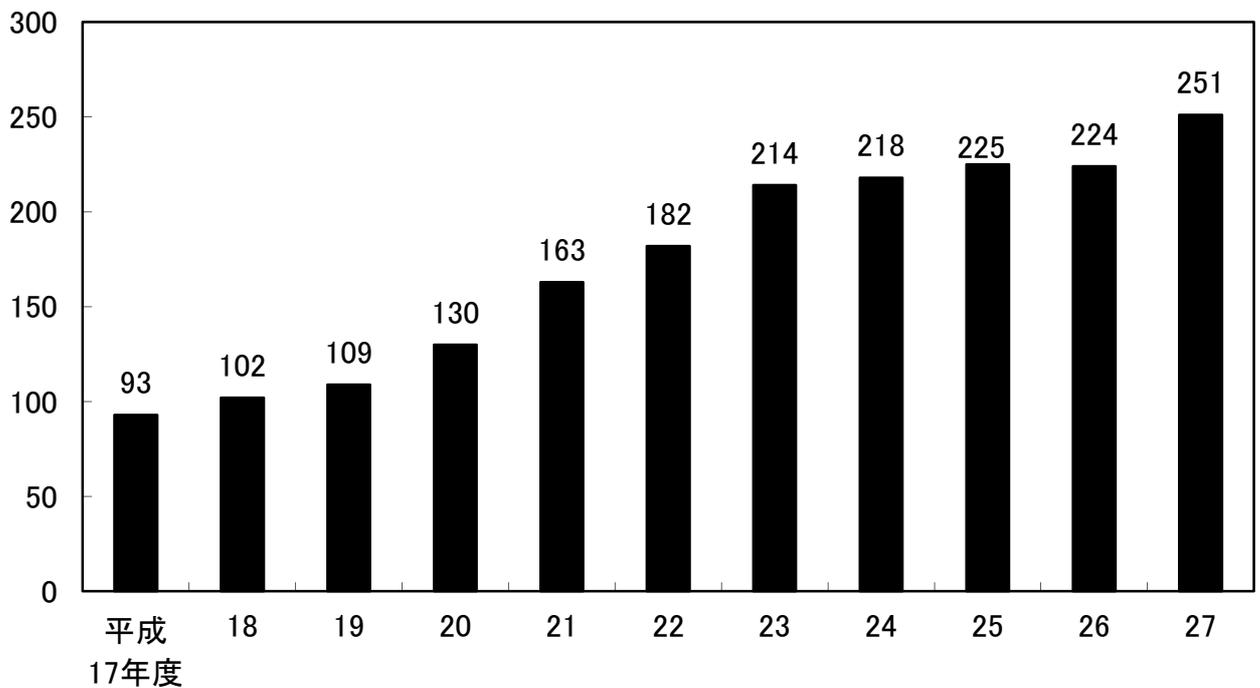
平成27年度より公立幼稚園は認定こども園になり、状況は上記グラフを参照。

(人) 市立小学校における支援学級児童数の状況



資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
※平成20年度より「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

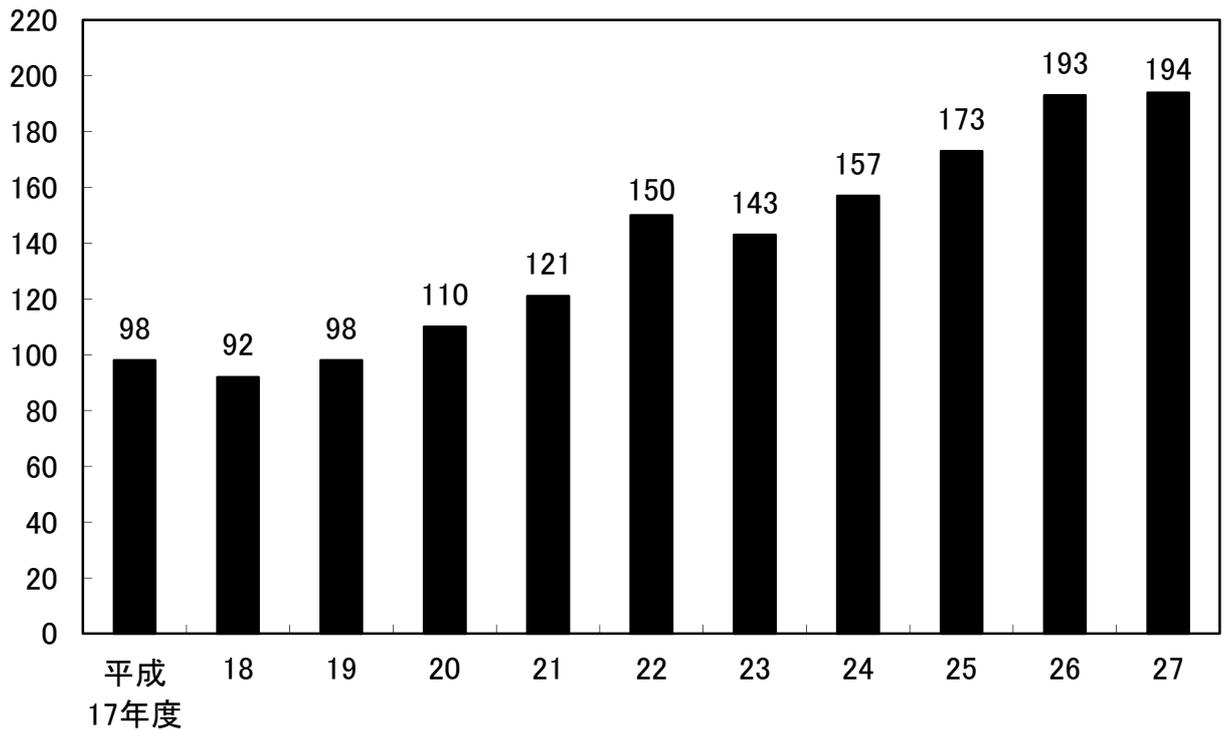
(人) 市立中学校における支援学級生徒数の状況



資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
※平成20年度より「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

放課後こどもクラブの障害児受入れ人数

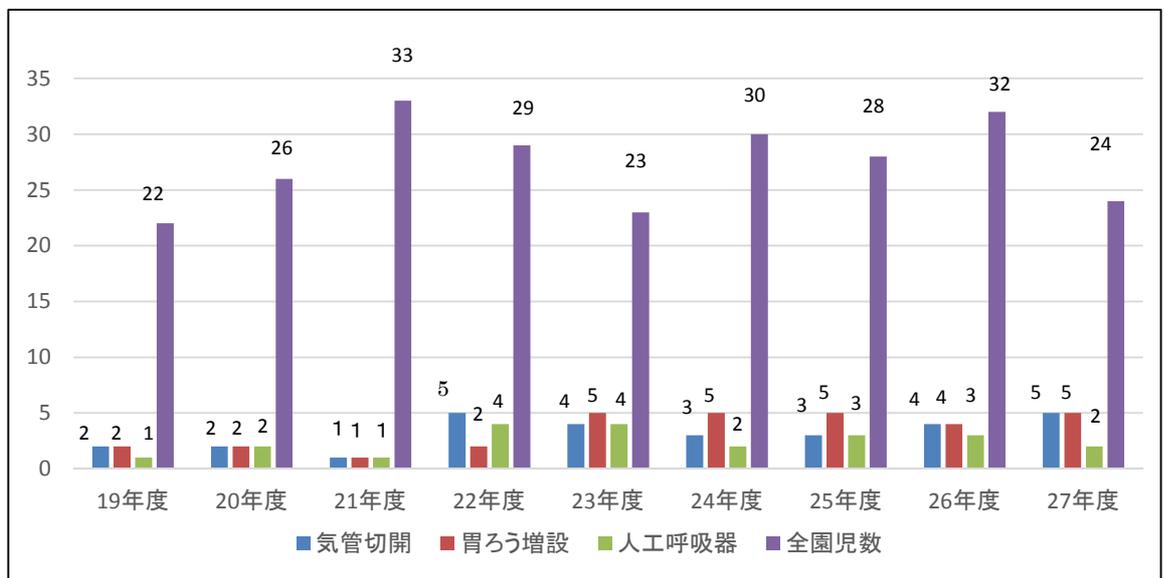
(人)
(小学1年生～6年生)



資料：豊中市こども事業課調べ(各年5月1日現在)

医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園における

(人)
医学的管理



資料：医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園調べ

[注釈(3ページ)]二次障害について：「乳幼児期からの親密な親子関係を経験することができず、多様な二次障害を生じている子どもは多い。」「適切な「家族支援」は、子どもの自発行動の促進と共に、二次障害を発現させぬようにするという意味で極めて重要である。」(以上、日本自閉症協会からの意見)

(平成26年7月16日障害児支援の在り方に関する検討会「今後の障害児支援の在り方について(報告書)」)

②保護者の現状

- 障害の有無を含めた子どもへの関わり方について、保護者の不安が増えています。
- 障害のある子どもの兄弟姉妹にも精神的な支援が必要な場合や保護者の就労支援を行っていかねばならない場合もあり、家庭の要因で心理的・経済的な不安が増している保護者が多くなっています。
- 障害受容が難しい、子どもの育ち・障害について理解が難しい、などから、適切な支援を受けていない事例が見られます。
- 様々な情報等から過度な福祉サービスや専門的な療育に頼り、親子関係（愛着）が希薄になる事例が見られます。

③支援の現状

- 豊中市では、「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、学校教育や保育において誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」へ向けた支援を早くから実施しており、インクルーシブ教育や保育を推進しています。このため、発達の遅れや障害のある場合でも集団生活の中で支援を進めています。
- 未就園児等の場合、乳幼児健診等で発達の遅れに気づき「要経過観察」とされる場合がありますが、障害児通所支援等につながらなかったり、保護者への障害受容を促す前に支援が途切れるといったケースも見受けられます。
- 障害児通所支援に係る相談及び利用が年々増加していますが、子どもへの関わり方等の不安を解消し、障害受容を促す観点から有効である親子での通所支援については、公立施設以外の社会資源が不足しています。
- 公立施設では、児童福祉法改正に伴い平成24年度から福祉型児童発達支援センター豊中市立あゆみ学園（以下、「あゆみ学園」という。）・医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園（以下、「しいの実学園」という。）として指定を受け、両施設とも児童発達支援センターの事業として義務付けられた「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」事業を平成27年度から開始したところです。
利用者のアンケート調査からは、「日常の様子を踏まえた療育を受けることができる。」、一方で、「相談窓口が少ない。療育の回数が少ない。」等の意見・要望が出ています。
- 民間の障害児通所支援は、療育の内容に幅があり、預かりが主体となっている事業所も見られます。
- 障害のある子どもへの支援に関わる機関は、個々の機関の有する専門性や特徴を出しながら支援を行いますが、子どもの特性ではなく、保護者のニーズに合わせたサービスの選択になりがちです。
- 支援者において、「気づき」の意識は高まっているが、「つなぎ・支える」については、支援者自身が相談先やつなぎ先、関わり方への知識や理解が不十分なことから、具体的な対応につながらないケースがあります。

(3) 豊中市における課題

①周知・啓発

- 発達を含めた障害や子どもの育ちについて正しく理解することが、保護者の障害への気づきや受容につながります。
- 市民、地域において、障害のある子どもへ関心を持ってもらうことが保護者の子育て不安や孤立化の解消につながります。障害に対する理解を深めるための周知や支援に向けた啓発を積極的に行うことが大切です。

②家族支援・保護者支援

- 保護者の「子どもを理解し支える力」を向上させる取組みが必要です。また、保護者として子どもを育てる喜びが感じられるよう支援することが大切です。
- 家族や保護者に対しては、仲間づくりの支援等により孤立化を防ぐことが必要です。
- 重度で重複した障害がある子どもは、診療をはじめ、発達段階に応じた訓練や保育の提供、摂食や栄養指導等の育児支援を含めた総合的な家族支援を必要としています。
- 家族・保護者が障害のある子どもを育てるうえでの心理的負担を軽減するための講座、研修会等の実施や、家族・保護者のレスパイト（休息）に係る保護者等の行うケアを一時的に代行する支援（短期入所、日中一時支援等）が必要です。

③療育の確保・提供

- 多様化する子どもの個々の発達特性や、障害の特性に応じた支援の質の向上と療育の充実が必要です。
- 気づきから適切な支援につなぎ、今後集団の中での「共に育つ」保育や教育へと支援を継続していくためには、とりわけ初期段階での親子通所支援の充実が必要です。

④関係機関の連携・共通認識

- 早期の気づきを、早期支援につなぐための仕組みの整理が必要です。
- 適切な支援につなげるため、障害児相談支援（計画相談）の利用を促進し、子どもや保護者の状況に応じたアセスメントを的確に行う仕組みづくりが必要です。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害のある子どもへの支援については、関係機関が連携し、より専門的な相談・支援を行う必要があります。
- 関係機関相互が連携できるよう、情報の共有と認識の共有を行いながら支援する仕組みが必要です。また、民間事業所とも連携し、地域でともに支援する取組みも大切です。
- 関係機関は、子どもから大人（青年期）へのつなぎを含めた子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援へ向けた取組みが必要です。

⑤人材育成

- 切れ目のない継続した支援を地域で展開するため、支援に関わるスタッフの人材育成、研修の充実が必要です。

- 公民含めて専門職員の相談、誘導、応用力等のスキルアップが必要です。
- 支援者が保護者への丁寧な関わりや受け止めができるよう、公民を含めた支援者間の交流等で意識を高めていく必要があります。
- 専門職員の人材不足に対応するため、安定した人材確保に向けた取組みが必要です。

3. 本市がめざす姿

<めざす姿>

**「すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、
子どもと家族が地域で主体的に社会生活を営む」**

子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、周りの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げていきます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、学校を始めとする社会での多様な人とのかかわりや様々な体験を通して、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力を育てていきます。そして自ら考え、主体的に判断して行動する力等を養いながら、人とのつながり、未来を切り開く力を身に付けていきます。そして次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

一人ひとりの発達には特性がありますが、特性を生かしつつ支援を必要としている人がその住み慣れた地域で、必要な時に、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくことが重要になります。

障害のある子どもへの支援については、障害のある子どもに対する理解促進とともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域との連携や、個々の子どもの成長に応じた乳幼児期から青年期までの一貫した支援、その子の将来を見据えながら、長期的視点に立つことが重要になってきます。

支援にあたっての基本的な考え方は、「それぞれの子どもの生きる力・育つ力を支援すること」であり、それは子どもの「生活する力」を育てることになります。

(1) 取組みのポイント

障害のある子どもについては、個々のニーズや障害の内容に応じた適切な支援が必要であり、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことが大切です。

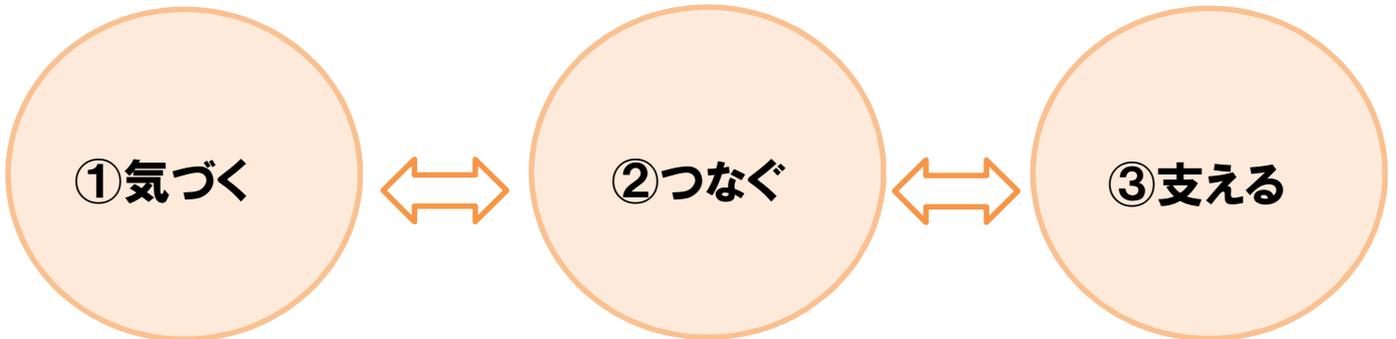
また、子どもが育つ家庭に対して、子どもの発達の段階に応じて、子どもの「育ち」を促し、「くらし」を安定させることを基本においた支援を行うことが大切です。

このため、支援にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係者間のスムーズな連携（横の連携）を行う仕組みづくりを行います。

とりわけ、発達支援が必要な子どもが支援につながっていない場合も多くあり、子どもの生活のしにくさに気づき、最適な支援になるよう仕組みづくりを行います。

(2) 基本姿勢

めざす姿に向けて行政をはじめとする関係機関が大切にすることとして、次の3つの基本姿勢を掲げます。



① 気づく

- 発達支援が必要な子どもに対し、早い段階での気づきを促します。
- 早期の気づきから支援につなぐため、保護者への丁寧な関わりをします。
- 保護者、支援者を含め障害のある子ども（子どもの育ち）への正しい理解及び啓発に努めます。

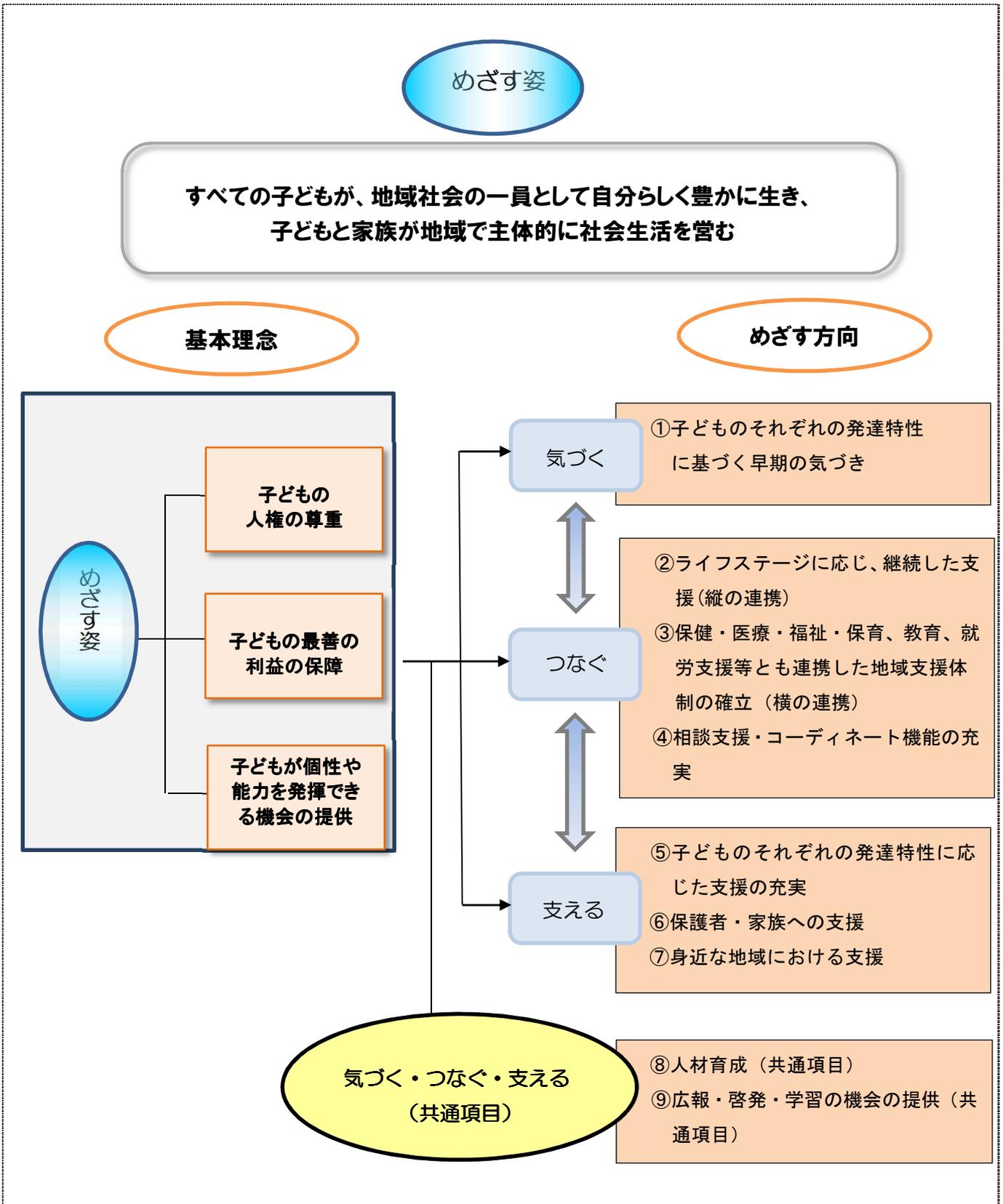
② つなぐ

- ライフステージに応じた継続した支援につなげます。（継続的な支援・縦の連携）
- 互いの機関をつなぐコーディネート機能を発揮します。（総合的な支援・横の連携）
- 子どもを取り巻く様々な関係機関やスタッフが連携し、支援について共通認識をもちます。
- 気づきから相談につなぐための取組みを進めます。（相談支援）
- 発達段階や子どもの特性に応じ、家族も含め、適切な支援につなぎます。（相談支援）

③ 支える

- 子どもの育ち（学びと成長）を支えます。（発達支援）
- 個々の障害の特性に応じた、支援の質の向上と療育を充実します。（発達支援）
- 保護者の子育て（子どもと向き合い、子どもとともに生きる力）を支えます。（家族支援）
- 子どもが学び育つ施設（こども園・保育所・幼稚園・学校等）を支えます。（後方支援）
- 施設間の連携や社会資源の活用を図り、身近な地域における支援を進めます。（地域支援）
- 子どもと家族が生活する地域で支えます。（地域支援）
- 支援に関わるスタッフの人材育成を進めます。

障害がある子どもへの支援についてのイメージ



(3) 具体的な取組み

本市のめざす姿に向けて、市や民間事業者など市域の障害のある子どもの支援に関わる機関が取組みを進める具体的な内容を示すものです。

①子どもの発達特性や障害の早期の気づき・支援

○早い段階での「気づき」及び支援

「気になる子ども」の気づきについては、乳幼児健康診査や育児支援家庭訪問等の機会や子どもの育ち・学ぶ場において、支援者が早期に気づき、保護者への気づきの促しが必要です。保護者の不安な気持ちに寄り添い、受け止めて、気づきを相談や支援につなげます。

○気づきから支援に係る身近な相談の場づくり

子どもの発達に不安を感じる家族・保護者が気軽に相談できる場（身近で敷居の低い環境の場）づくりを行います。

○専門的な見立てからの「気づき」の促し

専門的な見立てがあると、子どもの発達特性や障害についての保護者の気づきを促し、受容につなげることができます。そのため、専門機関と連携し、保健、医療面等から発達に支援が必要な子どもの適切な見立てを行うことができる仕組みづくりを行います。

②ライフステージに応じた切れめのない支援(縦の連携)

○相談支援体制の充実、移行期における支援、個別の支援計画の活用等

障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、子どもの生育歴やこれまでの支援経過等を記録する「支援手帳」等も活用しながら段差のない仕組みの構築、支援に係る情報の共有化を含めた子どもの成長に応じ、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行う体制づくりを進めます。(縦の連携)。

○就学前から就学後の支援へのつなぎ

学校は、医療や福祉サービス等の外部機関と連携を密にし、障害のある児童生徒の地域での生活の充実に努めます。

支援内容等については、本人・保護者との共通理解をすすめながら、保育所(園)、幼稚園、認定こども園から小・中学校、また児童発達支援センター及び支援学校等の関係諸機関との連携を図り、就学前から義務教育終了後の進路選択までを含めた切れめのない一貫した支援の推進に努めます(縦の連携)。

○青年期及びそれ以降も含めた生涯を通じた支援へのつなぎ

ライフステージに応じた切れめのない支援を行ううえで、青年期及びそれ以降も含めた生涯を通じた支援も見据えたつなぎができる仕組みづくりを進めます。その際、就労及び自立に向けた支援は、青年期前からの支援機関との切れめのないつなぎが必要であり、障害福祉サービスの利用も想定し、障害児相談支援事業所は必要に応じて、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所との連携できる体制づくりを進めます(縦の連携)。

③保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

○保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携した支援

障害の有無に関わらず、子どもは、ライフステージに応じて関わりの度合いは変化しますが、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の様々な関係者の支援を受けることとなり

ます。それらの多くの関係者との連携を図るため、情報を共有し、課題対応のため相互に協力するネットワーク体制の確立を図ります。

○関係者の役割分担

相互連携を図るためには、まずは自らの役割と他者の役割の分担を明らかにし、共通認識のもと、具体的な支援を進めることが大切です。そのような認識の共有を図ることができるよう、ネットワーク体制を活用し、最適な支援につなげます。

④相談支援・コーディネート機能の充実

○障害のある子どもの地域社会への参加・包容のための後方支援（専門的役割の発揮）

障害のある子どもの地域社会への参加を促し包容を進めるため、こども園、保育所、放課後こどもクラブ等の子育て支援施策における受入れを進めるとともに、その後方支援に取り組みます。具体的には、施設・事業所等が専門的な役割を発揮し、保育所等訪問支援等を積極的に行います。

⑤子どものそれぞれの発達特性に応じた支援の充実

○発達特性や障害特性に応じた専門性の高い療育・訓練

多様化する発達特性や障害特性について、適切な支援を行うため、療育・訓練においてニーズに対応できる専門性を確保し、質の向上と療育の充実を図ります。

○医療支援が必要な障害のある子どものための医療と福祉の連携

重症心身障害児や難病等で、日常的に医療的ケアが必要となる場合は、医療による対応が中心となり、医療の役割はさらに重要になってきています。NICU（新生児集中治療室）から在宅生活への移行やその後の在宅生活への継続のため、今後、医療と福祉相互の関係機関の連携を進めます。

また、発達障害については、かかりつけ医や保健師、保育士、教員、事業所職員等と日常的に情報交換を行い、役割分担を明確化したうえで、円滑に引き継ぎ等を行うことができるような連携体制づくりを進めます。

○こども園等での「共に生き共に育つこと」の実践

こども園等で一緒に遊び、生活することは、子ども達にとって、「障害のある子どもクラスの一員」と感じ、地域で当たり前生きていくためのノーマライゼーションの視点を根付かせる社会集団の第一歩となります。

こども園等では、障害児保育基本方針に沿って「共に生き共に育つこと」を基本とした保育を実践しています。

障害のある子どもの受入れ先については、子どもの育ちや発達特性など様々な状況に応じて、療育施設等の関係機関と連携しながら子どもの発達段階に合わせ入園等を促進していくことが重要となります。また入園後の子どもの成長に応じて、気になる姿に気付いた場合、保育の中で保護者等への働きかけを行い、子どもの支援につなげていきます。

⑥家族・保護者への支援

○家族・保護者支援の充実

家族・保護者支援については、家族・保護者に「子どもの育ちを支える力」をつけるため自立に向けた支援を進め、また、生活基盤の安定のため就労している家族・保護者の心理

的負担を軽減し、就労しながら子どもを育てる喜びを感じられるよう、カウンセリング等による精神面でのケアのほか、講座、研修会、孤立化を防ぐ仲間づくり等の支援を進めます。

家族・保護者の緊急時やレスパイト（休息）にかかる保護者等の行うケアを一時的に代行する支援（短期入所、日中一時支援等）の充実を図ります。

⑦身近な地域における支援

○地域子育て支援の充実

「子育てサロン」等、地域を担当する保育士や保健師による相談の場や、親子にとって利用しやすい場での「気づき」と早い段階での障害や子どもの育ちについて保護者への寄り添いや関わりが重要となります。そのために、民間による取組みも含めた親子にとって身近で利用しやすい「地域子育て支援」の充実を図ります。

⑧人材育成

○支援する職員の人材育成（スキルアップ研修・支援者交流）

関係者による事例検討や具体的な業務に即した養成研修の実施により、現場で適切な支援を行うことができる専門職を養成し、確保できる体制づくりを進めます。

その他、巡回相談を含む支援を行う職員の相談体制の整備、支援する職員間の交流、社会資源の情報共有といった専門性の向上を進めます。

⑨広報・啓発・学習の機会の提供

○広報・啓発・学習の機会の提供

障害のある子どもの障害及び子どもの育ちへの正しい理解を深めるための広報・啓発・学習の機会の提供を行う体制づくりを進めます。

⑩障害のある子どもの支援に関する現状把握

○ニーズの把握

実態やニーズに対応した支援ができているか、保護者等当事者へのアンケート等を通して、現状を把握し、支援の内容や仕組みについて見直しを進めます。

○支援の状況把握

必要に応じて、保育士等支援者へのアンケート調査の実施による現状把握を行い、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。

⑪公民の役割分担に係る取組み

①から⑩までの取組みについては、公民がそれぞれの持ち味を活かし、適切な役割分担の下進めていくことが必要です。とりわけ、ニーズに沿った障害児通所給付の量の確保においては民間事業所の参入拡充が不可欠です。公の役割としては、これまで培った支援の実績、地域連携、専門性等を活かし、市全体の支援の質の向上と支援の充実に重点を置き、障害のある子どもへの支援が持続可能なものになるよう以下の取組みを進めます。

○障害や支援に係る情報共有

今後、より効率的・即応的な連携を図るために、現場に即した工夫に加えて、障害の状況や社会生活への適応行動の状況を把握するための基準に基づくアセスメントの結果等も含め

た共有すべき情報の標準化等を図ります。

また、その際には、個人情報漏洩が起らないような配慮が求められることも踏まえ情報管理の責任を明らかにしたうえで、関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の構築を進めます。

○障害児通所給付費の支給決定基準の策定

支援が必要な子どもへの適切なサービス提供のために、障害児通所給付費の適正な支給決定に向けた豊中市としての支給決定基準の策定を行い、保護者、事業所等へ周知します。

○障害児相談支援（計画相談）の導入

障害児通所支援の利用について、子ども一人ひとりの心身の状況や置かれている環境等を把握し、保護者との共有による発達に課題のある子どもの課題の解決や適切なサービスの利用のための障害児相談支援（計画相談）を進めます。

障害児相談支援を行う相談支援専門員は、保護者の「気づき」の段階から丁寧に配慮された発達支援、家族・保護者を含めたトータルな支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的なつながりの支援を行います。

「障害児支援利用計画（サービス等利用計画）」は、多様なニーズについても対応する形で作成されるべきものですが、現実問題としてどこまで対応できているのかという検証と、子どもの支援という観点からはどのような体制が必要かという点の検討についても行っていきながら充実を図ります。

○民間障害児通所支援事業所等の機能・役割分担の明確化

平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正による障害児通所支援の体系変更後、民間障害児通所支援事業所は増加しています。現在のあゆみ学園及びしいの実学園の機能・役割分担を含めて、民間障害児通所事業所等の民間における社会資源の活用も含めた検討を進めます。

○児童発達支援センターの機能・役割の充実に向けた検討

児童発達支援センターについて、子どもの障害種別に関わらず保育所等訪問支援及び障害児相談支援の事業の実施、民間の事業所への援助・助言・連携を含めた地域の中核的な療育支援施設としての機能・役割の充実を図るため、今後、具体化に向けて検討を進めます。

参 考 资 料

<考え方の整理・取りまとめ経過>

年	月日	整理・取りまとめ経過
平成27年 (2015年)	12月22日	第1回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・豊中市の現状、課題、めざすべき方向性について
平成28年 (2016年)	1月7日	第2回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・豊中市の現状、課題、めざすべき方向性について
	1月21日	第3回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・豊中市の現状、課題、めざすべき方向性について
	2月12日	平成27年度第3回豊中市こども審議会 ・障害のある子どもへの支援について
	3月23日	平成27年度第2回豊中市こども施策推進本部会議 ・障害のある子どもへの支援の方向性について
	3月24日	第4回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・各支援機関と児童発達支援センターの関わり等について
	4月22日	第5回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方（素案）について
	5月23日	第6回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方（素案）について
	6月14日	第7回「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方（素案）について
	6月29日	平成28年度第1回豊中市こども審議会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方（素案）について
	8月23日	平成28年度第1回豊中市こども施策推進本部会議 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方（素案）について
	9月 7日	平成28年度第2回豊中市障害者施策推進協議会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方について（報告）
	9月 8日	平成28年度第2回豊中市こども審議会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方について（報告）
	9月29日	平成28年度第2回豊中市障害者自立支援協議会 ・障害のある子どもへの支援の基本的な考え方について（報告）

【「障害児支援のあり方」検討に向けた庁内意見交換会構成関係部局課】

- 健康福祉部：障害福祉課、健康増進課
- こども未来部：こども政策課、こども事業課、こども相談課
- 教育委員会事務局：児童生徒課

障害のある子どもへの支援の基本的な考え方

平成28年（2016年）9月

<発行>

豊中市こども未来部こども相談課

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号

電話：06-6858-2285

FAX：06-6846-6080